

海外展開支援助成金(越境 EC)

【募集要項附属資料】各経費の助成対象範囲・上限

総則	
対象	<ul style="list-style-type: none"> ・当助成金採択事業を実施する為に導入した越境 EC に係る経費 但し、事業終了日迄に継続的な販売活動の開始が必要 ・越境 EC 事業に必要な経費として明確に区分できるもので、かつ裏付け書類によって契約、納品、支払等の金額・時期・内容等が確認できる経費 ※年間にかかる経費については、月数で按分した額が対象 ・交付決定日以降に発注、購入、契約、支払等を実施した経費 但し、事前着手申請・承認により、令和5年4月1日(土)以降に事前着手が可能
対象外	<ul style="list-style-type: none"> ・商品券等の金券、飲食・娯楽・接待等の経費 ・本邦消費税 ※消費税の内訳が確認できない場合は消費税が含まれていると推測される経費全てを課税扱として消費税を算出 ・事業終了(最終期限:令和6年2月10日(土))迄に支払いが完了していない経費 ※口座振替等の場合も、この日までに振り替えられていない経費は対象外 ・クレジットカードのリボ払いで支払われた経費 ・社内の人件費、交通費、事務等の費用
対象経費	
対象	<ul style="list-style-type: none"> ・越境 EC モール導入初期費、出店料 等 ・越境 EC サイト開設費(システム構築、サーバーレンタル費 等) ・越境 EC コンテンツ制作費(サイト制作、翻訳、写真・動画撮影 等) ・マーケティング・広告費 ・海外決済口座開設費 ・外部コンサルタント費 ・その他理事長が特に認める越境 EC 事業に係る経費

SDGs（持続可能な開発目標）について

1 SDGs とは

SDGs は、2015 年 9 月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」にて記載された 2016 年から 2030 年までの国際目標のことである。持続可能な世界を実現するための 17 の目標と、その目標に関連づけられた 169 のターゲットから構成されている。

SDGs は格差の問題、持続可能な消費や生産、気候変動対策など、先進国が自らの国内で取り組まなければならない課題を含む、全ての国に適用される普遍的な目標である。また、その達成のために、各国政府や市民社会、民間セクターを含む様々な主体が連携し、ODA や民間の資金も含む様々なリソースを活用していく「グローバル・パートナーシップ」を築いていくこととされている。

2 SDGs への貢献

日本政府は 2016 年 5 月に首相ほか全閣僚を構成員とする SDGs 推進本部を立ち上げ、同年 12 月には SDGs 実施指針を決定して以来、国家戦略として積極的に SDGs に取り組んでいる。

また 2017 年 12 月には、全国に先駆けて JICA 関西や近畿経済産業局、関西広域連合が共同して「関西 SDGs プラットフォーム」を設置した。

3 参考資料

(1) SDGs の趣旨

外務省ホームページ「JAPAN SDGs ACTION PLATFORM」

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/sdgs/index.html>

(2) 17 の目標と 169 のターゲット

上記ページにおける「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ 仮訳 (PDF)」の 13 ページ以降

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/sdgs/pdf/000101402.pdf>